

医療費適正化基本方針(概要)

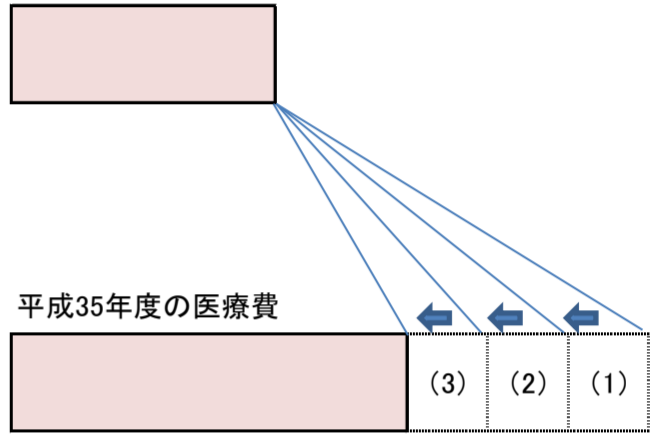
医療費適正化計画の基本理念(第1-1-1)

- ① 医療費適正化のための具体的な取組みは、住民の生活の質の維持及び向上を図るものであること。
- ② 医療費適正化のための具体的な取組みは、高齢者の医療費の伸び率を中長期にわたって徐々に下げていくものであること。
- ③ 目標の達成状況及び施策の進捗状況を適切に評価し、必要に応じて計画の見直し等に反映させるものとする。

第3期計画の期間(第1-3-1)

平成30年度から平成35年度(6年間)
 (第2期:平成25年度から平成29年度)
 (第1期:平成20年度から平成24年度)

… 計画に定める事項
 (高齢者の医療の確保に関する法律第9条)

医療費の急増を抑えるために重要な政策(第1-1-2)	他の計画との関係(第1-1-4)	達成すべき目標(第1-2)	目標を達成するために取り組むべき施策(第1-2-3)	関係者の連携・協力(第1-2-4)	医療費の見込み(第1-2-6)
生活習慣病の発症予防・重症化予防	健康増進計画 国民健康保険運営方針	(1) 特定健康診査実施率 40～74歳の対象者の70%以上受診(平成35年度時点) (2) 特定保健指導実施率 指導対象者の45%以上受講(平成35年度時点) (3) メタボリックシンドローム該当者・予備群の減少率 平成20年度比の減少率25%以上(平成35年度) 1 住民の健康の保持の推進 (4) たばこ対策 ex. 禁煙の普及啓発施策に関する目標 (5) 予防接種(新) ex. 予防接種の普及啓発施策に関する目標 (6) 生活習慣病重症化予防の推進(新) ex. 糖尿病重症化予防施策に関する目標 ex. 高齢者重症化予防施策に関する (7) その他予防・健康づくりの推進(新) ex. 生活習慣に関する知識の普及啓発に関する目標 ex. 住民に対する予防・健康づくりに向けたインセンティブ提供に関する目標 ex. 特定健康診査以外の健診・検診(がん検診、肝炎ウイルス健診等)に関する目標	ex. 市町村が行うがん検診等各種検診の情報と特定健康診査等の情報を共有化し、同時実施等に関する効果的な周知について助言 ex. 特定健康診査等に携わる人材育成のための研修の実施 ex. 加入者の指導等の保健事業の共同実施等を行っている保険者協会に対する助言や職員の派遣等による支援 ex. 幼少期からの健康に関する意識の向上 ex. 市町村における先進的な取組み事例等についての情報提供 ex. マスメディア等を利用した健康増進に関する普及啓発 ex. 保険者、医療機関、薬局等と連携した普及啓発の促進や相談体制の整備 ex. 市町村や保険者等による普及啓発 ex. 感染症発生動向の調査、情報公開、広域的な連携の支援 ex. 一部で行われている取組について、都道府県、保険者や医療関係者等が連携し、民間事業者の活用も図りつつ、事業を横展開 ex. 後期高齢者医療広域連合による栄養指導等の高齢者の特性に応じた保健事業について、保険者協会を通じて支援や助言 ex. 保険加入者や住民に対して、健康情報を分かりやすく伝える取組 ex. 個人の健康づくりに向けた自助努力を喚起する取組(健康づくりに自主的に取り組む個人に対する健康器具等に還元可能なポイントの提供など)	健診・保健指導機関 保険者(保険者協会)	平成26年度の医療費  平成35年度の医療費 医療費適正化の取組による効果の推計 (1) 特定健康診査及び特定保健指導の実施率の向上(70%、45%)による効果 (2) 後発医薬品の使用促進(使用割合80%)による効果 (3) 地域差縮減に向けた取組による効果 ① 糖尿病重症化予防の取組による効果 ② 重複投薬の適正化による効果 ③ 複数種類の投薬の適正化による効果 ※ その他の取組の効果について検討・追加
後発医薬品の使用促進	介護保険医療事業計画	2 医療の効率的な提供の推進 (1) 後発医薬品の使用促進 ・ 後発医薬品の使用割合80%以上(平成35年度時点) ・ 普及啓発等施策に関する目標	ex. 後発医薬品の使用促進に関する協議会を活用して、医療関係者への普及啓発等に関する施策 ex. 保険者等の後発医薬品の使用促進に係る取組みの支援	介護サービス事業者等	経済・財政再生計画: 「都道府県別の一人当たり医療費の差を半減させることを目指す。」 地域差半減について: 基本方針では、数値目標を定める(1)と(2)の効果を取り除いた後の都道府県別の平成35年度の一人当たりの入院外医療費の地域差について全国平均との差を半減することをもって、地域差半減として取り扱う。
都道府県独自の取組	医療事業計画	(2) 医薬品の適正使用の推進(新) ・ 医薬品の適正使用に関する普及啓発に関する目標 ・ 重複投薬の是正に関する目標 ・ 複数種類の医薬品の投与の適正化に関する目標	ex. 保険者協会を通じて保険者等による重複投薬の是正に向けた取組みの支援 ex. 処方医と連携したかかりつけ薬剤師・薬局による取組の推進		入院 病床機能の分化及び連携の推進の成果を踏まえた推計
病床機能の分化・連携の推進 地域包括ケアシステムの構築		(第1期・第2期計画の目標であった「平均在院日数の短縮」は廃止)	病床機能の分化及び連携並びに地域包括ケアシステムの構築に向けた取組		医療に要する費用の調査及び分析(第1-2-5) 計画の達成状況の評価(第1-2-7)
計画作成のための体制の整備(第1-1-3)					
関係者の意見を反映させる場の設置 外部の専門家・関係者(学識経験者、保健医療関係者、保険者等の代表者等)の意見を反映 ・ 検討会や懇談会等を開催 ・ 既存の審議会等の活用	市町村との連携 計画の作成・変更の過程における関係市町村への協議(法第9条第7項)	保険者等との連携 計画を作成・変更の過程における保険者協会への協議(法第9条第7項)			